

人とまちを結ぶ情報紙
広報おおたけ

大けさのおたけ



07
2021 令和3年
No.1248

20cmも
あなだれない!!



白石1丁目の大竹保育所の玄関に貼られた「津波等浸水深シール」。浸水深とは、洪水や地震による津波などで、市街地や家屋などが浸水したときの深さのことです。そんな大きな災害が起きたとき、この建物は最大で約20cmつかると想定しています。たった20cmかと思われるかもしれませんが、思わぬ強さの水圧がかかり、子どもや高齢者にとっては、ふらついて歩くことは困難だとわわれています。そのようなところで転倒してしまうと、命の危険にさらされることにもなりかねません。自分の身を守るためにもこうした情報を知っておくことも必要です。【関連記事 28 ページ】

撮影協力:大竹保育所きりん組(年長)の子どもたち



広報おおたけ

令和3年7月1日発行
通巻1248号

編集発行 大竹市総務部企画財政課
〒739-0692 広島県大竹市小方1-1-1

☎0827-59-2111(代) FAX 0827-57-7130
HP <http://www.city.otake.hiroshima.jp/>



印刷/株式会社
ニシキフロン

はじめまして



元気いっぱい仲良し三姉妹!



いつも元気いっぱい朱莉ちゃん、これからもすくすく育ってね。

はらだ かいり
原田 海里 ちゃん(左)
あいか
愛叶 ちゃん(中)
みずき
瑞季 ちゃん(右)

かわじり しゅり
川尻 朱莉 ちゃん

写真募集



「はじめまして」コーナーに掲載するお子さんの写真を募集しています。スマートフォン・パソコンからお手軽に応募できます。詳しくは市ホームページをご覧ください。(トップページ→募集を探す→広報おおたけ「はじめまして」にお子さんの写真を掲載しませんか) ※応募が多い場合には、掲載時期が次号以降になる場合があります。

子育てガイドブック新

安心・快適な子育てのため
ぜひ活用してください。

問い合わせ 福祉課 ☎59-2148
保健医療課 ☎59-2140



配布先

市内の保育園児・幼稚園児の保護者に配布しています。



これから子育てをする方や子育てをしている方が、安心して子どもを産み育てることができるよう、さまざまな支援サービスや相談窓口などを紹介した「大竹市子育てガイドブック」を発行しました。

■掲載内容の一例

- 妊娠・出産・子育てに関すること
- (利用できるサービスの案内、出産後の手続き、掲載予防接種等の情報を掲載)
- 子育てサービスに関すること(お子さんを連れて行ける遊び場などを掲載)
- 保育所(園)・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブなどについて(施設の一覧や、利用方法などを掲載)

■官民共同で作成しました

子育てガイドブックの作成にあたっては、市と株式会社サイネックスとの「官民協働事業」として取り組みました。また、市内外の企業・団体などの皆さんからの広告収入も充てて発行しました。

「広報おおたけ」の音訳版(CD)、点訳版があります。必要な方は社会福祉協議会(☎52-2211)まで。

防災行政無線テレホンサービス ☎0120-590-131 ※通話料無料

絵本の寄贈

大竹ロータリークラブ

5月27日、大竹ロータリークラブから、大竹保育所と本町保育所に、合わせて55冊の絵本が寄贈されました。

これまでに立戸保育所、なかはま保育所にも贈られています。

絵本は、子どもたちが自由に見たり、保育士が読み聞かせをしたりします。

子どもたちにいろいろな絵本に出会う機会をいただき、ありがとうございました。

たのしい絵本がいっぱい



大竹駅再生プロジェクトに寄付

新川電機株式会社

5月31日、新川電機(株)から大竹駅再生プロジェクト・クラウドファンディングに対して、50万円の寄付が市にありました。ありがとうございました。

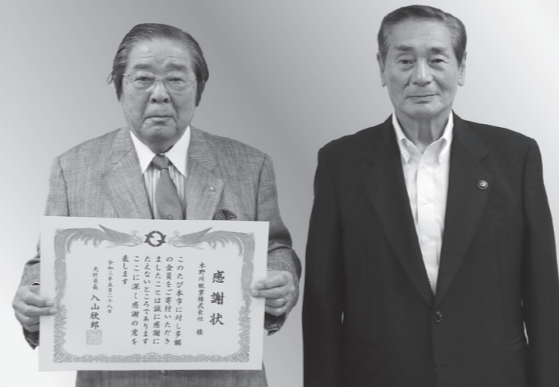


大竹支店長の前幸和行さんから目録が手渡されました。

大竹駅再生プロジェクトに寄付

木野川紙業株式会社

5月27日、木野川紙業(株)から大竹駅再生プロジェクト・クラウドファンディングに対して、100万円の寄付が市にありました。ありがとうございました。

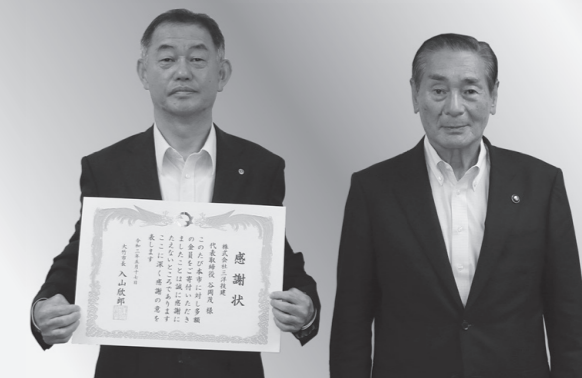


取締役特別顧問の田淵清文さんに感謝状を贈りました。

大竹駅再生プロジェクトに寄付

株式会社三洋技建

4月20日、(株)三洋技建から大竹駅再生プロジェクト・クラウドファンディングに対して、100万円の寄付が市にありました。ありがとうございました。



代表取締役の谷岡茂さんに感謝状を贈りました。

令和4年度採用予定 職員採用試験

試験日
9月19日(日)

問い合わせ 総務課 ☎59-2122



市は、「仕事開拓型の人材」「協働できる人材」「行政のプロとしての人材」「人間性に富んだ人材」を求めています。市民の皆さんがいつも「笑顔」で、まちな人も「元氣」に躍動し、この先もずっと「かがやく大竹市」を一緒に作っていきましょう。

受験資格や申し込み方法など、詳しくは市ホームページ、市広報8月号でお知らせします。

とき
9月19日(日)
9時30分

ところ
ギャラリーおおたけ(市立図書館2階)、総合市民会館

募集職種
○一般事務職 4人程度
○土木技術職 若干名
○土木技術職(社会人経験者) 若干名

申込書配布開始日
7月30日(金)

マイナンバーカード
夜間・休日受け取り
【予約制】

問い合わせ 市民税務課
☎59-2143

マイナンバーカードを申請した方で、交付通知書(はがき)が届いた人を対象に、夜間・休日受取窓口を開設します。平日の開庁時間(8時30分～17時15分)にマイナンバーカードの受け取りができない方は利用してください。

夜間・休日のマイナンバーカード受け取りには事前予約が必要です。平日開庁時間内の受け取りに予約は必要ありません。

とき
①7月15日(木)
17時30分～19時30分
②7月25日(日)
9時～12時30分

受取窓口 市民税務課
予約申し込み ①は当日17時までに、②は7月21日(水)17時までに市民税務課へ予約をしてください。

注意事項 予約状況により希望に添えない場合があります。

広報おおたけ⑦

CONTENTS

2021 JUL. No.1248



“おおたけ”PRキャラクター コイちゃん

- 02 寄付/マイナンバーカード夜間・休日受け取り
- 03 寄付/寄贈/職員採用試験/サマージャンボ宝くじ
- 04 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のお知らせ
- 06 8月から新しい保険証
- 08 国民健康保険保険料率・後期高齢者医療保険保険料
- 10 介護保険料が決まりました。
- 11 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の減免
- 12 成人男性向け 風疹の抗体検査・予防接種
- 13 福祉医療制度

- 14 生活不活発病を予防しよう
- 16 熱中症になりやすい 夏をクールに乗り切ろう!
- 17 年金のはなし/ふるさとの魅力発見ツアー トマト・ブルーベリー狩りと道の駅
- 18 消費者シリーズ
- 19 商業者連携チャレンジ事業募集/コイちゃんクーポン発行
- 20 福祉のとびら/失語症者向け意思疎通支援者養成研修/民生委員・児童委員が決まりました
- 21 おおたけ・ごみ事情/バス車内事故防止キャンペーン実施中/農地転用の相談・申請
- 22 市営墓地の永代使用料 一部改定
- 23 としょかんだより
- 24 情報ステーション
- 28 市内に津波等浸水深シール、海拔表示シールを設置
- 29 避難場所の混雑状況が確認できます/イベント中止情報/カメラスケッチ
- 30 8月の先取り情報ステーション
- 31 ボートレース宮島カレンダー/休日診療/休日水道修理・使用開始
- 32 はじめまして/子育てガイドブック発行

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、掲載している催しなどは中止、または延期になる場合があります

サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5,000万円

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月13日(火)2種類同時発売! 発売期間 7/13(火)～8/13(金) 抽せん日 8/25(日)

公益財団法人広島県市町村振興協会 各1枚 300円

サマージャンボ宝くじ発売!

宝くじは県内の宝くじ売り場でお買い求めください。収益金が県内市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

問い合わせ 企画財政課
☎59-2121

ワクチン接種に関するお願い

- ・ワクチンの供給量や配送時期が確定していないため、予約をいったん休止する場合があります。
- ・体調の急変はやむを得ませんが、急なキャンセルは貴重なワクチンを無駄にすることになりかねません。しっかりと体調管理を行い、接種会場にお越しください。

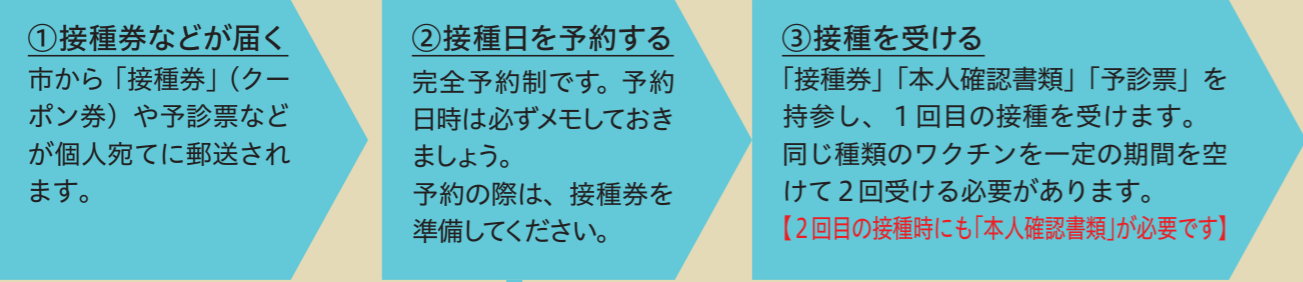
指定時間になるまで受け付けできません
 受付時間よりも早めに来場しても、指定の時間になるまでは受け付けできません。
 3密回避などの感染防止対策を徹底するためにも、「受付時間内」の来場をお願いします。
 大竹市でのワクチン接種の最新情報については、市ホームページをご覧ください。

60歳～64歳の方

7月下旬に接種券を発送できるよう、現在準備しています。届くまで、しばらくお待ちください。

なお、接種券が届いても、基礎疾患のある方の接種が優先されます。

■今後の接種までの流れ



集団接種の方はこちら

接種会場
 広島西医療センター敷地内特設会場（受付時間は平日の13時30分～15時の間で、30分ごとに区切って案内します）
申し込み方法など
 受付開始日は、接種券と同封するお知らせを確認してください。
 次のいずれの方法も、所定の受付開始日までとはなりません。

集団接種 予約受付センター
082-222-8325
 8時40分～17時（土・日曜日、祝日を除く）
 ワクチン予約サイト（24時間対応）

聴覚障害専用
 ファクス メール
(FAX)57-7130 fukushi@city.otake.hiroshima.jp
 ※一般の方については、ファクス、メールでの申し込みは受け付けていません。

接種キャンセルの連絡先
 大竹市コロナワクチン集団接種予約センター
(キャンセル用電話) ☎ 082-222-8326
 8時40分～17時（土・日曜日、祝日を除く）

ワクチン相談窓口 広島県新型コロナウイルスワクチン相談窓口（専門的・一般的相談窓口）
電話 082-513-2847 ファクス 082-211-3006
 24時間・土・日曜日、祝日対応

個別接種の方はこちら

問い合わせや予約は、接種券が届いてから、接種を希望する各医療機関（4ページの表）へ直接問い合わせてください。
 具体的な接種開始日は各医療機関で異なります。
接種キャンセルの連絡先
 直接医療機関へ連絡してください。

個別接種・集団接種共通事項

- ＜接種当日の持参品＞
- ①接種券（クーポン券）
券は切り離さず台紙ごと持参してください。
 - ②本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
※2回目の接種時にも必ず持参してください。
 - ③予診票
当日は多くの方が接種します。予診票はあらかじめ記入して持参してください。
- ＜接種当日の注意事項＞
- ①接種前に自宅で体温を測定し、明らかな発熱がある場合や、体調不良の際は接種を控えてください。
 - ②肩を出しやすい服装でお越しください。
 - ③3密を避けるため、指定の受付時間内にお越しください。
 - ④健康観察のため接種後は15分から30分程度、会場での待機が必要です。

ワクチンの詳細はこちらから検索

 ワクチンの有効性、安全性などの詳しい情報を確認できます。

大竹市での **新型コロナウイルス感染症のワクチン接種**のお知らせVOL.3
 接種費用(無料)
 ワクチン接種(任意)
 大竹市新型コロナウイルスワクチン専用電話（こちらからは予約できません）
 ☎28-1611 受付時間 8時30分～17時（土・日曜日、祝日を除く）

12歳～64歳までの基礎疾患のある方

65歳以上の方の新型コロナウイルスワクチン接種後は、64歳以下の基礎疾患のある方への接種を行います。
 基礎疾患（下記の一覧のいずれかに該当する方）があり、接種を希望する方は、かかりつけ医に相談し、「64歳以下の基礎疾患を有する方へのお知らせ」に必要事項を記入して、7月14日(水)までに保健医療課または各支所へ提出してください。
 用紙は、市内の新型コロナウイルスワクチン接種が可能な医療機関、保健医療課、各支所にあります。また、市ホームページからダウンロードもできます。提出された方には、後日、接種券を発行します。

■ワクチン接種可能医療機関 6月15日現在

医療機関名	ところ	電話番号
村井内科クリニック	南栄 1-6-15	52-8138
山下ケアクリニック	新町 1-2-7 DESIGN 202-101	54-0852
しまだファミリークリニック	油見 3-12-7	53-3022
坪井クリニック	本町 1-1-18	52-8337
本町医院	本町 2-15-17	52-4427
大和橋医院	本町 2-9-4	52-3059
おおえ内科クリニック	晴海 1-4-13	35-5552
佐川内科医院	玖波 2-4-2	57-2233
メープルヒル病院	玖波 5-2-1	57-7451

※掲載している医療機関のほかにも接種可能な医療機関があります。まずは、かかりつけ医に相談してください。

基礎疾患のある方の範囲

- 次の1から14までに示す病気や状態にあり、通院または入院している方
 - 慢性の呼吸器の病気
 - 慢性の心臓病（高血圧を含む）
 - 慢性の腎臓病
 - 慢性の肝臓病（肝硬変等）
 - インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
 - 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）
 - 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む）
 - ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
 - 染色体異常
 - 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
 - 睡眠時無呼吸症候群
 - 重い精神疾患（精神疾患の治療のために入院している、精神障害保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
- 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方 $BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$

※1回目の接種は、8月以降を予定しています。予定は、高齢者の接種の進行状況により変わります。
 ※かかりつけ医で接種する場合、接種券がお手元に届くまで、医療機関への予約や問い合わせを控えてください。
 ※生年月日が昭和32年4月2日以降で、接種時に12歳以上の方が対象です。（12歳から64歳まで）

新しい保険証など（有効期限…令和4年7月31日）を7月下旬に郵送します。8月に入っても届かない場合や記載内容に誤りがある場合は、早めに保健医療課まで問い合わせてください。また、有効期限の過ぎた古い保険証は使用できません。保健医療課、または各支所に返却するか、ご自身で確実に廃棄してください。

後期高齢者医療被保険者証とは
75歳以上の方と、65歳以上で一定の障害により広島県後期高齢者医療広域連合（以下広域連合）の認定を受けた方の保険証です。
保険証に記載の負担割合は、8月1日に、1割または3割の判定をします（表1）。
保険証は、広域連合から黄色の封筒で送付されます。

国民健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証とは
国民健康保険（国保）に加入している方の保険証です。
70歳から74歳までの方へ送付する国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証には、医療費の負担割合が記載されており、2割または3割に区分されています。（表1）

世帯主宛てに、国保加入者全員の保険証を市から水色の封筒で送付します。

（表1）負担割合の判定基準

【国民健康保険】	
同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の市民税課税所得の金額	負担割合
145万円以上	3割
145万円未満	2割

【後期高齢者医療保険】	
同一世帯の後期高齢者医療被保険者の市民税課税所得の金額	負担割合
145万円以上	3割
145万円未満	1割

同一世帯の被保険者および70歳以上の世帯員の収入合計	
複数世帯…520万円未満	2割（国保）
単身世帯…383万円未満	1割（後期）

市民税課税所得が145万円以上でも下記の場合は、基準収入額適用申請により負担割合が変わります。

（注1）昭和20年1月2日以降に生まれた70歳以上の被保険者の属する世帯の基礎控除後の課税所得額の合計額が210万円以下の場合も「一般」と判定し2割負担になります。
（注2）単身世帯とは、同一世帯の被保険者が1人の世帯。複数世帯とは、同一世帯に被保険者が2人以上いる世帯です。また、70歳以上の世帯員とは令和3年8月1日時点で70歳以上75歳未満の国保被保険者の方です。なお、国保の方で世帯に国保から後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合は、その方の収入も合わせて520万円未満となります。
（注3）課税所得とは、地方税法上の扶養控除など各種控除後の所得のことを指します。
（注4）収入とは、「市民税の課税所得額の計算上収入金額とすべき収入」を指します。（例）8月～令和4年7月の判定…令和2年中（1月～12月）の収入であり、令和3年1月1日の属する年度分の地方税の規定による市民税の課税所得額の計算上収入額とすべき金額。（事業・不動産などの収入も含む）

（表2）限度額認定証（認定証）自己負担限度額・標準負担額一覧

（国保、後期高齢者医療以外の保険に加入されている方はこの表と異なる場合があります。）

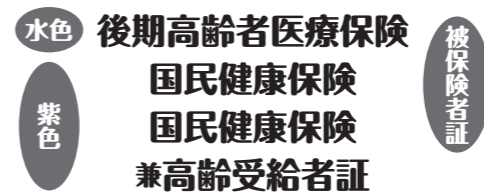
区分	自己負担限度額（1カ月）	標準負担額（1食）	療養病床入院の場合の標準負担額	
			食費（1食）	居住費（1日）
基礎控除後の「総所得金額等」が901万円を超える世帯（認定証に「ア」と表記）	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から140,100円となります。	460円	460円 (※1)	370円
基礎控除後の「総所得金額等」が600万円を超え901万円以下の世帯（認定証に「イ」と表記）	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から93,000円となります。			
基礎控除後の「総所得金額等」が210万円を超え600万円以下の世帯（認定証に「ウ」と表記）	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から44,400円となります。			
基礎控除後の「総所得金額等」が210万円以下の世帯（認定証に「エ」と表記）	57,600円 ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から44,400円となります。			
市民税非課税世帯 同一世帯の世帯主、被保険者全員が市民税非課税の世帯（認定証に「オ」と表記）	35,400円 ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から24,600円となります。	210円 (長期入院該当160円※2)	210円	370円

70歳以上の方（国保被保険者、後期高齢者医療被保険者）

区分	自己負担限度額（1カ月）	標準負担額（1食）	療養病床入院の場合の標準負担額	
			食費（1食）	居住費（1日）
現役並み所得者 保険証の負担割合が3割	Ⅲ (認定証は不要) 課税所得690万円以上	460円	460円 (※1)	370円
	Ⅱ 課税所得380万円以上 690万円未満			
	Ⅰ 課税所得145万円以上 380万円未満			
一般 保険証の負担割合が2割で市民税課税世帯 (認定証は不要)	入院：57,600円 (4回目以降は、44,400円) 外来：18,000円 (8月～翌年7月の年間限度額は144,000円)	210円 (長期入院該当160円※2)	210円	370円
低所得者Ⅱ 同一世帯の世帯員全員※3が市民税非課税 (認定証に「区分Ⅱ」と表記)	入院：24,600円 外来：8,000円			
低所得者Ⅰ 同一世帯の世帯員全員※3が市民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円で計算)を差し引いたときに0円となる方 (認定証に「区分Ⅰ」と表記)	入院：15,000円 外来：8,000円			

※1 栄養士による食事療養が行われているなど、一定の要件を満たす届出をしている医療機関に入院したとき。それ以外は、420円となります。
※2 過去12カ月で90日を超える入院があった場合に長期入院該当となります。
※3 国民健康保険の場合は、「同一世帯の世帯主および国保被保険者」となります。

8月から新しい保険証 期限切れの保険証は返却を



問い合わせ 保健医療課 ☎59-2141

基準収入額適用申請で負担が2割に70歳以上の方で、負担割合が3割の判定となった方のうち、申請をすれば2割（後期高齢者の方は1割）に変更となる可能性のある方（表1）には、申請書など手続きの案内を送付しています。記載方法は同封の説明文をご覧ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証（認定証）とは
医療機関の窓口で保険証と一緒に

提示することで、食費や居住費の標準負担額、医療費の1カ月当たりの自己負担額が（表2）の限度額までとなります。
認定証の交付を受けるには、申請が必要です。必要な方は保健医療課または各支所で手続きをしてください。
認定証は、申請した月の初日から適用となります。
※保険料に滞納がある方は認定できません。

申請手続きが必要な方
○後期高齢者医療被保険者
・現役並み所得者（Ⅰ）（Ⅱ）に該当する、今までに認定証の申請を行っていない方
・市民税非課税世帯に属し、今までに認定証を申請していない方
○国民健康保険被保険者
・70歳以上の国保被保険者で、現役並み所得者（Ⅰ）（Ⅱ）の世帯の方と市民税非課税世帯の方（同一世帯の世帯主を含む）
・70歳未満の国保被保険者

申請が不要な方
後期高齢者医療被保険者で、今までに認定証を申請した方
国保被保険者は、今までに申請をしても年度ごとに必要です。

認定区分が「オ」または「低所得者Ⅱ」となる方（表2）で長期入院の方
①国保被保険者のうち70歳未満の方で「オ」の認定となる方や70歳以上の方で「低所得者Ⅱ」の認定となる方が過去12カ月の期間内の入院日数が合計90日を超え、その間が非課税世帯であった場合は、標準負担額がさらに減額となります。
②後期高齢者医療被保険者で「低所得者Ⅱ」の認定となる方が過去12カ月の期間内の入院日数が合計90日を超え、その間が非課税世帯であった場合は、標準負担額がさらに減額となります。
①または②に該当すると思われる方は、医療機関が発行した領収書など入院日数が確認できるものと印鑑を持参して、7月30日(金)までに保健医療課または支所で申請してください。

郵送時期・郵送方法
後期高齢者医療被保険者で申請が不要な方または6月中旬に新規申請をした方には、7月下旬に広域連合から保険証と一緒に認定証が郵送されます。国保被保険者と7月以降に申請した後期高齢者医療被保険者には、7月下旬以降に、市から認定証が郵送されます。

国民健康保険

令和3年度の国民健康保険の保険料率が表のとおり決定しました。納付通知書は7月中旬に世帯主宛てに送付します。世帯主が国民健康保険の加入者でない場合でも、納付義務者は世帯主となるため、宛先は世帯主になります(このような世帯主を擬制世帯主といいます)。

令和3年度の国民健康保険 保険料率 後期高齢者医療保険 保険料

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2128



保険料の納付方法

【特別徴収(年金天引き)】
世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上で、次の要件を全て満たす場合、保険料が世帯主の年金から天引きされます。
①世帯主が国民健康保険加入者で年度内に75歳に到達しない。
②特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上である。

③世帯主の介護保険料が特別徴収されている。
④介護保険料との天引き額の合計が、年金受給額の2分の1以下である。

後期高齢者医療保険

【普通徴収(納付書払い・口座振替)】
特別徴収の要件に該当しない方や国民健康保険に加入したばかりの方などは、納付書または口座振替で納付してください。
なお、特別徴収の対象となる方も、別途申し出により口座振替で納付することができます。
※事前に金融機関での手続きが必要です。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方(65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方を含む)を対象とします。



保険料の決め方

被保険者一人一人が保険料を納めます。保険料額は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」の合計額になります。

保険料の納付方法

【特別徴収(公的年金からの天引き)】
次に該当する方が対象です。
①年金受給額が年額18万円以上の方
②介護保険料が特別徴収で、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1以下の方

【普通徴収(納付書払い・口座振替)】
次のいずれかに該当する方などが対象です。
①特別徴収の事由に該当しない方
②75歳になったばかりの方
③他市区町村から本市へ転入したばかりの方

※特別徴収の対象の方でも、申し出をすれば口座振替で納付することができます(事前に金融機関での手続きが必要です)。

保険料額の決定

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

○国民健康保険の保険料率

国民健康保険料は、医療分、後期高齢者支援金分(支援金分)および介護分で構成され、それぞれ所得割、均等割および平等割を計算し合計した額が賦課されます。

	医療分 (加入者全員)	支援金分 (加入者全員)	介護分 (40歳から64歳の方)	計算方法
①所得割	6.70%	2.48%	1.85%	基準総所得金額×所得割率
②均等割	26,500円	9,642円	8,591円	均等割×世帯内の加入者数
③平等割	19,853円	7,224円	4,590円	1世帯当たりの金額
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円	①から③の合計額の上限

- 65歳以上の加入者は介護保険料個別納付になるため、介護分の負担はありません。
- 所得割の算定に用いる「基準総所得金額」とは、令和2年中の総所得金額等から43万円を差し引いた金額です。ここでいう「総所得金額等」とは、給与所得や申告分離課税の配当所得などの各種所得の合計額で、各種所得控除を差し引く前の金額です(国民健康保険では退職所得は含まれません)。所得割の算定では、雑損失の繰越控除の適用はありません。
- 保険料の均等割と平等割の割合を、令和4年度まで段階的に変更します。

○保険料の軽減

次の所得の世帯の方は、均等割と平等割の金額が軽減されます。今年度、平成30年度税制改正に伴い、軽減の基準が改正されました。

擬制世帯主と国民健康保険加入者の令和2年中の総所得金額等の合計額	軽減割合
43万円以下の世帯 + 10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円 + (28万5千円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	5割
43万円 + (52万円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	2割

- 給与所得者等とは、給与所得者(給与収入55万円超え)と公的年金等の支給(60万円超え(65歳未満)または110万円超え(65歳以上))を受けるもの。
- 軽減の対象かどうかを判定するときの「加入者」には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一世帯に属する方(特定同一世帯所属者)を含みます。ただし、世帯主が変更となった場合や世帯に加入者がいなくなった場合には、特定同一世帯所属者には該当しなくなります。
- 令和3年1月1日現在65歳以上で公的年金等所得がある場合、その所得から15万円を上限に控除します。
- 土地・建物等の譲渡所得の特別控除と専従者控除は適用せず、専従者給与はないものとして所得を計算します。
- 所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。
- 世帯構成に変更が生じた場合は、軽減の見直しを行う場合があります。

後期高齢者医療(保険料の決め方)

$$\text{均等割額 } 46,451 \text{円} + \text{※所得割額 } \text{所得割率} 8.84\% = \text{年間保険料 (限度額} 64 \text{万円)}$$

所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除) × 0.0884

- 総所得金額等とは、「公的年金収入 - 公的年金控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」などで算出される金額のことで、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式などの譲渡所得などで特別控除後の額)も総所得金額等に含まれます。
- 基礎控除は、前年の合計所得金額が2,400万円以下は43万円、2,400万円超え2,450万円以下は29万円、2,450万円超え2,500万円以下は15万円、2,500万円超えの場合は0円(適用なし)となります。

所得の低い方の軽減

○均等割額の軽減について

世帯内の被保険者と世帯主の前年所得の合計額	軽減後の均等割額
43万円以下の場合	7割軽減 13,935円/年
43万円 + (28万5千円×世帯内の被保険者数) 以下の場合	5割軽減 23,225円/年
43万円 + (52万円×世帯内の被保険者数) 以下の場合	2割軽減 37,160円/年

③均等割額の軽減は、世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。ただし、次の①・②については所得割額で用いる総所得金額等とは取り扱いが異なります。

- ①65歳以上(昭和31年1月1日生日以前の方)の公的年金等控除の適用がある方は、公的年金等に係る所得から15万円を限度として控除します。ただし、障害認定(65歳)の被保険者で保険料算定に64歳時の所得・課税情報を使用する対象者は含まれません。
- ②「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。
- 後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合など(国保および国保組合は除く)の被扶養者であった方については資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減(年間保険料額23,225円)となり、所得割額の負担はありません。ただし、表中の均等割額の7割軽減にも該当する方については、年間保険料が13,935円となります。
- 所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。
- 軽減判定は、賦課期日(令和3年4月1日または資格取得日)時点で行われます。賦課期日後に世帯異動があった場合でも再判定は行いません。

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は、3年ごとに改定が行われます。令和3～5年度の介護保険料は表のとおりです。納入通知書は7月中旬に送付します。

保険料の納付方法

【特別徴収(年金天引き)】

特別徴収の対象となる年金を年額18万円以上受給している方は、原則として保険料が年金から天引きされます。

【普通徴収(納付書払い・口座振替)】

年金受給額が年額18万円未満の方や65歳になったばかりの方、他市区町村から本市へ転入したばかりの方などは、納付書または口座振替で納付してください。



令和3年度 介護保険料が決まりました。

問い合わせ
市民税務課 ☎59-2128

新型コロナウイルス感染症の 影響に伴う保険料の減免

問い合わせ
市民税務課 ☎59-2128

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の要件を満たす方(世帯)は、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料が減額または免除となる場合があります。対象となる方(世帯)などは次の表のとおりです。

なお、この減免措置は昨年も行われましたが、今後国や県から示される基準などの改正により内容が変更となる場合があります。詳しくは市民税務課へ問い合わせてください。

対象となる方(世帯)

減免対象となる保険料	減免対象となる範囲	減免対象となる方(世帯)	減免割合
国民健康保険料		<p>【次のA～Bのいずれかに該当する世帯】</p> <p>A 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯</p> <p>B 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の「事業収入など」(*)の減少が見込まれ、次の①～③の要件を全て満たす世帯</p> <p>(※)「事業収入など」=事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入</p> <p><要件></p> <p>①世帯の主たる生計維持者について、「事業収入など」の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること。</p> <p>②世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。</p> <p>③世帯の主たる生計維持者について、減少することが見込まれる「事業収入など」の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p>	
後期高齢者医療保険料	令和3年度分(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料)	<p>【次のA～Bのいずれかに該当する世帯】</p> <p>A 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯に属する被保険者</p> <p>B 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の「事業収入など」(*)の減少が見込まれる世帯に属し、次の①～③の要件を全て満たす被保険者</p> <p>(※)「事業収入など」=事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入</p> <p><要件></p> <p>①世帯の主たる生計維持者の「事業収入など」の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること。</p> <p>②世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。</p> <p>③世帯の主たる生計維持者について、減少することが見込まれる「事業収入など」の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p>	A 全額免除 B 一部を減額
介護保険料		<p>【次のA～Bのいずれかに該当する世帯】</p> <p>A 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯に属する被保険者</p> <p>B 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の「事業収入など」(*)の減少が見込まれる世帯に属し、次の①、②の要件を全て満たす被保険者</p> <p>(※)「事業収入など」=事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入</p> <p><要件></p> <p>①世帯の主たる生計維持者の「事業収入など」の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること。</p> <p>②世帯の主たる生計維持者について、減少することが見込まれる「事業収入など」の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p>	

受付期間や必要書類などの詳細は、7月上旬から中旬に送付する保険料額の決定通知書に同封されているチラシを確認してください。

第1号被保険者の介護保険料

段階	対象	保険料率	年間保険料	
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方または生活保護を受給している方	0.30	17,586円	
第2段階	世帯全員が市民税非課税	80万円以下	0.50	29,310円
第3段階		80万円超え120万円以下	0.70	41,034円
第4段階		120万円超え	0.87	50,999円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯の誰かが市民税課税	80万円以下	1.00(基準)	58,620円
第6段階		80万円超え	1.20	70,344円
第7段階	本人が市民税課税	125万円未満	1.30	76,206円
第8段階		125万円以上190万円未満	1.50	87,930円
第9段階		190万円以上290万円未満	1.60	93,792円
第10段階		290万円以上400万円未満	1.75	102,585円
第11段階		400万円以上600万円未満	1.85	108,447円
	600万円以上			

※介護保険料の算定に使用する合計所得金額は、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得等に係る特別控除を適用後の金額となります。

悩んでいる方ご本人や、ご家族など、周りの方の相談に専門の医師が応じます。

心の健康相談

(精神保健福祉相談)

相談無料・秘密厳守

気分がゆううつ
酒・薬物依存の問題
認知症
ひきこもり
眠れない
人とうまく付き合えない
対人関係・職場等でのストレス

とき・ところ 7月7日(水) 西部保健所 14時~16時
申し込み 県西部保健所 ☎0829-32-1181 ※予約制(2日前まで)

HIV(エイズ)抗体検査
肝炎ウイルス検査
梅毒検査

問い合わせ 県西部保健所 ☎0829-32-1181

匿名 無料 予約制

検査は匿名で受けられ、プライバシーは厳守されます。感染に心あたりがある方は、ためらわずにすぐ検査を受けましょう。※検査は無料で、予約が必要です。

とき 7月21日(水) 9時~11時
ところ 県西部保健所(廿日市市桜尾2-2-68)
申し込み 県西部保健所へ

福祉医療制度

受給者証は7月下旬発送

問い合わせ 保健医療課 ☎592141

市の福祉医療には、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療、精神障害者医療の制度があり、医療費の自己負担の一部を助成しています。ただし、保険適用外のものも除きます。

現在受給者証をお持ちの方で、更新時に引き続き受給資格があれば、新しい受給者証を7月下旬に郵送します。有効期限の過ぎた受給者証は返却してください。

また、転出や所得制限などで受給資格がなくなった場合も受給者証を返却してください。

なお、新たに認定を希望する場合は、所定の申請をしてくださいます。審査の結果、認定要件を満たせば、受給者証を送付します。

申請・返却
受給者証の返却や認定申請をされる方は、保健医療課または各支所へ。

区分	助成の対象となる方	所得制限	受診時一部負担
重度心身障害者医療	・身体障害者手帳1級~3級、療育手帳(A)、(A)、(B)を持つ方 ただし、65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定要件に該当する方は後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。	・本人所得が169万5千円未満かつ扶養義務者所得が628万7千円未満であること (扶養人数などにより基準額は変わります) ※継続して常時、人工呼吸器など装着をしている方は、所得制限が緩和される場合があります。	・医療機関 1日200円、医療機関ごとに、通院は月4日まで、入院は月14日まで必要 ・保険薬局(処方箋などによる薬代) 一部負担金は必要ありません。
ひとり親家庭等医療	・ひとり親の家庭などで令和4年3月末時点で18歳以下の児童とその児童を養育している父親または母親など ・父母のいない令和4年3月末時点で18歳以下の児童	・所得税非課税の世帯の方(平成22年度税制改正前基準による) ただし、住民票が別でも生計が同一である扶養義務者は所得制限の審査対象になります。	・医療機関 1日500円、医療機関ごとに、通院は月4日まで、入院は月14日まで必要 ・保険薬局(処方箋などによる薬代) 一部負担金は必要ありません。
乳幼児等医療	・0歳~15歳(中学校卒業まで)の児童	・所得制限無し	
精神障害者医療	・精神障害者手帳1級と自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている方 ただし、65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定要件に該当する方は後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。	・本人所得が169万5千円未満かつ扶養義務者所得が628万7千円未満であること (扶養人数などにより基準額は変わります)	・医療機関 1日200円、医療機関ごとに、通院は月4日まで ※入院は対象外 ・保険薬局(処方箋などによる薬代) 一部負担は必要ありません。

対象年齢の男性に、無料で風疹の抗体検査と予防接種が受けられるクーポン券を発行しています。あなたの接種が他の方の感染を防ぎます。

積極的に風疹の抗体検査・予防接種を受けましょう。

対象
市内在住の男性で、生年月日が次のいずれかに該当する方

①昭和47年4月2日~昭和54年4月1日
②昭和37年4月2日~昭和47年4月1日

クーポン券の発行
①の方 令和元年5月に住所地に送付しています。
②の方 令和2年4月に住所地に送付しています。

※紛失した場合や、新たに本市に転入した方は、保健医療課へ連絡してください。再度クーポン券を住所地に送付します。

受診方法
○抗体検査
医療機関へ予約して、クーポン券を持参してください。

○予防接種
抗体検査の結果、予防接種が必要と判定された方は、医療機関で発行された検査結果(「風しん抗体検査受診票」とクーポン券を持参して医療機関へ。

成人男性向け 風疹の抗体検査・予防接種を 受けましょう

無料となるのは今年度限りです

無料クーポン券を送っています

クーポン券の使用可能期間 令和4年3月31日(木)まで

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2140

風疹とは

ウイルス性の感染症で、感染者のせきや鼻水などを介した飛沫感染により感染が拡大します。感染すると発熱や発疹、リンパ節の腫れなどの症状を引き起こします。

また、妊娠初期の女性が感染すると、胎児に先天性風疹症候群を引き起こす危険性があります。

先天性風疹症候群とは

妊娠初期の女性が風疹にかかると、胎児が風疹ウイルスに感染し、難聴・心疾患・白内障・精神や身体の発達の遅れなどの障害のある子どもが生まれる可能性があります。これらの障害を、先天性風疹症候群といいます。

風疹を予防するには

感染の予防には、ワクチンを接種することにより、抗体を作ることが最も有効です。

受診できる医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	備考
シルククリニック	本町1-5-6	52-3313	
大和橋医院	本町2-9-4	52-3059	
本町医院	本町2-15-17	52-4427	
山下ケアクリニック	新町1-2-7 DESIGN 202-101	54-0852	
しまだファミリークリニック	油見3-12-7	53-3022	
レディースクリニックとよしま医院	油見3-19-6	53-7789	
大竹中央クリニック	新町1-1-25	52-6200	
おおえ内科クリニック	晴海1-4-13-1階	35-5552	通院患者のみ
だいきこ小児科クリニック	晴海1-4-13-2階	57-5225	
佐川内科医院	玖波2-4-2	57-2233	
村井内科クリニック	南栄1-6-15	52-8138	
こうろ皮膚科	立戸2-6-26	52-1112	

自分の状態を確認してみましょう

	フレイル予防質問項目	回	答		フレイル予防質問項目	回	答
健康状態	あなたの健康状態はいかがですか	よい まあよい ふつう	あまりよくない よくない	運動・転倒	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	いいえ	はい
心の健康状態	毎日の生活に満足していますか	満足 やや満足	やや不満 不満		この1年間に転んだことがありますか	いいえ	はい
食習慣	1日3食きちんと食べていますか	はい	いいえ		ウォーキングなどの運動を週に1回以上していますか	はい	いいえ
口腔機能	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか 固いものの例：さきいか、たくあんなど	いいえ	はい	認知機能	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされていますか	いいえ	はい
	お茶や汁物などでむせることがありますか	いいえ	はい		今日が何月何日かわからない時がありますか	いいえ	はい
体重変化	6カ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	いいえ	はい	喫煙	あなたはたばこを吸いますか	吸っていない・やめた	吸っている
社会参加	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ	ソーシャルサポート	あなたはたばこを吸いますか	吸っていない・やめた	吸っている
		いいえ	はい		ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	はい	いいえ
	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	はい	いいえ				

出典：厚生労働省「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」(令和元年10月)

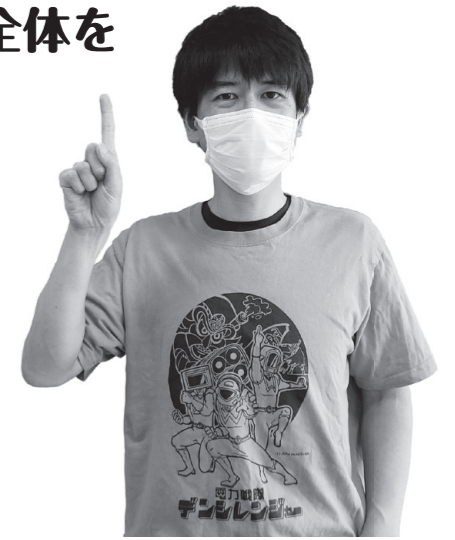
○回答が左側の結果になるように、定期的にチェックしましょう。

※フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間で、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態。

生活不活発病を予防しよう

1日の生活全体を活発に

問い合わせ
地域介護課
☎28-6226



生活不活発病とは、「生活が不活発」になることで、心や体の機能が低下し、さまざまな健康問題を生じやすくなることです。

※自分の状態を確認してみましょう。(9ページの表)

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中「動かないこと」でカラダが弱る「症状」が、高齢の方や持病のある方には特に起こりやすいと言われています。放置しておけばどんどん進行していき「動きにくいから動かない」「ま

すまず動きにくくなる」悪循環が起こります。

生活不活発病は予防ができ、いったん起こっても回復させることができます。日常生活の中で、少しでも動く時間を増やしましょう。

掃除などの家事・自宅でできる体操・電話などでの家族や友人とのおしゃべり・お口の体操や歌を歌うなど、身体を動かすことだけでなく、自身が楽しめることを見つけ、一日の生活全体を活発化させましょう。

生活不活発病を予防しよう

1 運動する【動く】

- 人ごみを避けて、1人や限られた人数で散歩する。
- 家の中や庭などでできる運動(ラジオ体操、スクワットなど)を行う。
- 家事(庭いじりや片付け、立位を保持した調理など)や農作業で身体を動かす。

①椅子からの立ち上がり(スクワット)運動

- 椅子に少し浅く座ります。
- 両手を胸の前で組みます。
- 4秒間で、ゆっくり立ち上がります。
- 4秒間で、ゆっくり座ります。
- 可能であれば、10回程度行いましょう。
- ※息切れや、痛みのある方は、椅子などにつかまって行いましょう。

②膝伸ばし運動

- 椅子に少し浅く座ります。
- 4秒間で、膝を伸ばし、伸びたら足首を上げます。
- 4秒間で、ゆっくりと元の位置に戻します。
- 左右行いましょう。
- 可能であれば、10回程度行いましょう。

③足の横上げ運動

- 立った姿勢で、机や椅子を支えにします。
- 4秒間で、足を30度程度ゆっくり開きます。
- 4秒間で、ゆっくりと足を元の位置に戻します。
- 左右行いましょう。
- 可能であれば、10回程度行いましょう。



いきいき百歳体操などを続けて、培ってきた体力、筋力、きずなを保つために、今、できることを行いましょう。

注意

- 体調や体力に合わせに行いましょう。
- 転倒に注意して、無理のない姿勢で行いましょう。
- 体調に不安のある方は、お医者さんに相談してから行いましょう。
- 血圧の上昇を抑えるため、声を出して数を数えつつ行いましょう。
- 週に1〜2回程度行いましょう。

4 お口のまわりの筋肉を保つ【食べる】

- 3食欠かさずバランスよく食べ、規則正しい生活を心掛ける。
- しっかり噛んで食べる。
- 毎食後と寝る前に、歯磨きをする。

口の運動 あいうべ体操(コイちゃんの口元を見てネ) 次の4つの動作を順にくり返します。

あ

①「あー」と口を大きく開く

い

②「いー」と口を大きく横に広げる

う

③「うー」と口を強く前に突き出す

べ

④「べー」と舌を突き出して下に伸ばす

朝・昼・夕に分けて1回10セット。無理のない範囲で行ってください。

2 家で過ごしながらか人と交流する【話す】

- 家族や友人と電話で話す。
- 家族や友人と手紙やメール、SNSなどを活用して交流する。
- 買い物や移動に困ったときに助けを呼べる相手を考えておく。

3 思い出し日記をつける【考える】

- 1日遅れて日記をつける。前日の午前・午後、夜に行ったことや、掃除した順番、散歩したときに気になったことなど、前日のことを思い出して記録する。

いきいき百歳体操をするときの注意

- ①自宅で、体調をチェックする。
- ②活動に参加する前と、自宅に帰った後は、手洗いをする。
- ③「密閉」「密集」「密接」しない。
- ④熱中症を予防する。
- ⑤無理に体を動かさない。

※急に体を動かすと逆に体を痛める場合があります。いきいき百歳体操を開始するときは、おもりをつけずに始めましょう。

※いきいき百歳体操とは、高知市が開発した筋力アップを目的とした体操で、大竹市内では24カ所の通いの場で行っています。



市ホームページの「いきいき百歳体操」のページが検索できます。

熱中症とは、体温並みの気候のなかで、汗をかいて体の水分が少なくなることで、体に熱がこもった状態をいいます。特に「気温が高い日」「湿度が高い日」「風が弱い日」「日差しが強い日」は注意が必要です。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方、または当日早朝に都道府県ごとに熱中症警戒アラートが発表されます。新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや「3密(密集、密接、密閉)」を避けるなどの生活様式が求められています。熱中症予防行動のポイントとして、次のことに注意して、夏をクールに乗り切りましょう！

熱中症の主な症状

- 顔が赤い、意識障害がある、まっすぐ歩けない。
- 頭ががんがする、吐き気がする、体がだるい。
- めまい、立ちくらみ、筋肉のこむら返り、手や口のしびれ、脈が速い、拭いても拭いても汗が出てくる
- 高齢者、子ども、障害者の方は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

要注意 熱中症警戒アラート発表日には、特に熱中症予防行動を積極的にとりましょう。

こまめに水分補給しましょう

- のどが渇く前に水分補給
- 1日あたり1.2リットルを目安に
- 大量に汗をかいたときは塩分も忘れずに

熱中症予防行動のポイント

熱中症になりやすい夏をクールに乗り切りよう！

- エアコンを利用するなど、部屋の温度を調整
- 感染症予防のため、換気扇や窓開放で換気を確保しつつエアコンの温度設定をこまめに調整
- 暑い日や時間帯は無理しない
- 涼しい服装にする
- 急に暑くなった日などは特に注意する

暑さに備えた体づくりをしましょう

- 熱くなり始めの時期から適度に運動を
- 「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度

暑さを避けましょう

- エアコンを利用するなど、部屋の温度を調整
- 感染症予防のため、換気扇や窓開放で換気を確保しつつエアコンの温度設定をこまめに調整
- 暑い日や時間帯は無理しない
- 涼しい服装にする
- 急に暑くなった日などは特に注意する

日頃から健康管理をしましょう

- 日頃から体温測定、健康チェック
- 体調が悪いと感じたときは、無理せず自宅で静養

問い合わせ 保健医療課 ☎592140

ホームページ・スマホで確認

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症に関する情報

環境省 熱中症に関する詳しい情報(左)「熱中症警戒アラート」LINE公式アカウント(右)

適宜マスクをはずしましょう

- 気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- マスクを着用しているときは、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休息を

年金のはなし No.297 「保険料を納めることが困難なときは「保険料免除制度」を

問い合わせ 広島西年金事務所 ☎082-535-1505 保健医療課 ☎592141

「保険料免除制度」は、さまざまな事情により保険料の納付が困難な場合に、その間の保険料を免除することができる制度です。

免除の申請をすると、本人・世帯主・配偶者の所得状況や失業・災害などの現況を審査し、承認された場合、所得に応じて4段階(全額・4分の3・半額・4分の1)の免除が受けられます。

申請時期 令和3年度分(令和3年7月1日令和4年6月分)の手続きは7月1日(休)からです。

なお、これまで免除を受けている方で、引き続き免除を希望される方も、毎年手続きが必要です。 ※免除申請時に継続審査を希望された方は手続きが不要の場合があります。 また、免除の申請は申請が受理された月から過去2年1カ月前(7月中)に申請する場合は令和元年6

月(令和3年6月)までさかのぼることが可能です。

保険料を納められなくなった場合は、将来受け取る年金額が満額にはなりません。満額を受け取るためには、免除を受けた期間の保険料を10年以内に納付(「追納」といいます)する必要があります。

なお、免除開始から2年を経過すると、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

未納期間が多いと、老齢年金が受給できなくなる可能性や、万が一のときの障害年金が受けられなくなる場合があります。注意してください。 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、所得の減少が見込まれる方も、免除を受けられる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

広島広域都市圏 ふるさとの魅力発見バスツアー

トマト・ブルーベリー狩りと道の駅

問い合わせ 広交観光株式会社 ☎082-238-4930

広島県、山口県の25市町で構成されている広島広域都市圏。その魅力を伝えるため、7月にツアーを開催します。

豊平どんぐり農園(トマト狩り)、道の駅豊平どんぐり村(シヨッピング)、道の駅三矢の里あきたかた(昼食・シヨッピング)、タカトファーーム(ブルーベリー狩り)、道の駅舞ロードIC千代田(シヨッピング)

とき 7月28日(水)

9時30分～17時30分

集合・解散場所 広島駅新幹線口

参加料 7000円 (交通費、昼食代込み)

地元野菜や魚、加工品からここでしか買えないものまで、幅広い品ぞろえの朝市。子ども向けのコーナーもあり、年齢を問わず楽しめます。

日曜くばマルシェ

とき 7月25日(日)10時～12時

ところ コミュニティサロン玖波

問い合わせ 玖波まちづくり振興会(南なか川 内☎57-7257)

定員 20人(申込順) ※最少催行人数15人

申し込み 7月1日(休)から広交観光株式会社(9時30分～18時)へ。

その他

- ・バスガイドは乗車しません。(添乗員は同行します)
- ・大型バスを定員の2分の1程度で利用します。
- ・旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン、各業種別ガイドラインに基づきツアーを設定しています。
- ・新型コロナウイルス感染状況により、ツアーを中止する場合があります。

使用期間延長
10月31日◎まで使えます。

第2回クーポン発行等事業

7月下旬に特定記録郵便で郵送
届き次第使用できます

コイちゃんクーポンを使って市内事業者を応援しようー
問い合わせ 産業振興課 ☎59-2131

市は、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ地域消費を喚起することなどを目的に、再度、全市民にクーポン（第2回コイちゃんクーポン）を配布します。

使用期限

10月31日(日)まで

※クーポンには、使用期間が6月1日から8月31日までと記載されていますが、10月31日までに読み替えて、使用期間を延長します。

配布対象者

6月30日時点で市の住民基本台帳に登録されている方

配布時期

配布時期は、7月下旬に特定記録郵便で郵送する予定です。（8月1日以降に、クーポンが届いていない場合は、産業振興課に問い合わせてください）

使用方法

券面が500円のクーポンを1人20枚配布します。そのうち10枚は、中小事業者の店舗などのみで使用できるものです。

商品の購入やサービスの利用などに支払った金額が、1000円（税込み）ごとにクーポン1枚を使用でき、500円の値引き（最大50%割引）がされます。

※家族で一緒に使用するなど、1回当たりの使用枚数には制限はありません。なお、クーポンは、転売または換金をしてはいけません。

※取扱店によっては、クーポンを使用するとキャッシュレス決済できない場合があります。

【クーポン使用例】

- 1000円の買い物で、1枚（500円分）使用でき、支払額は500円になります。
- 2万5千円の買い物で、25枚使用でき、支払額は1万2500円になります。

【クーポンの使用対象外】

- ・不動産や金融商品
- ・たばこなどの他の法令で値引きが禁止されている商品など
- ・市指定ごみ袋
- ・図書券、商品券、プリペイドカードなどの換金性の高いもの
- ・取扱店が対象外とする商品

使用できる店舗など

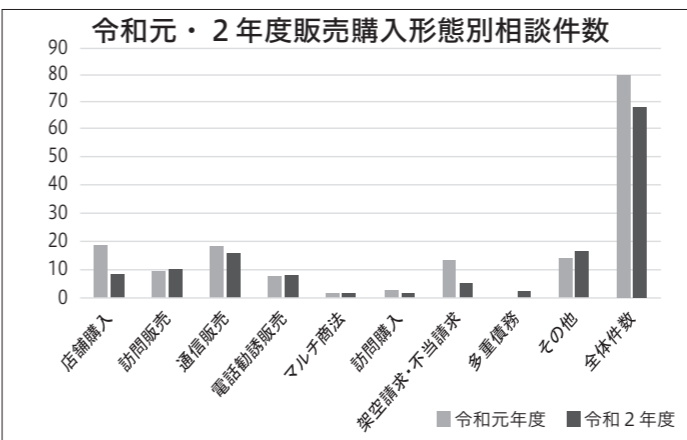
クーポンと一緒に使用できる店舗などの一覧表を配布します。また、一覧表に掲載できなかった店舗などは、市ホームページなどでお知らせします。



令和2年度の相談状況 オンライン関連のトラブルが増加

どんな小さなことでもひとりで悩まず、消費生活センターに気軽に相談してください。
消費生活に関する「出前消費生活講座」を行っています。（講師料は無料）
消費者ホットライン☎188

問い合わせ
消費生活センター（産業振興課内） ☎57-3236
【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く）
9時～12時・13時～16時



市消費生活センターの相談件数は、令和2年度は67件で、令和元年度の81件に比べて14件減少しています。これは、はがきによる架空請求の手口が急減したことが影響しています。新型コロナウイルス感染拡大防止のため在宅やオンライン利用などが増えたことに加え、SNSの広告などをきっかけにした定期購入に関するトラブルなど、オンライン関連のトラブルの相談が増加しています。感染拡大を予防しつつ、悪質商法の被害にも注意しましょう。

新型コロナウイルスに関連した トラブルに注意

【事例】 行政機関の「なりすまし」

- ・個人情報聞き出す不審な電話やメールが届いた。
- ・「お金が返ってくる」「ワクチンが優先的に受けられる」などと、お金を要求された。

オレオレ詐欺

- ・息子を名乗り「上司に借りていたお金をコロナで困っているのですぐに返してほしいと言われた」と、頼まれ、現金を渡した。
- ・子ども、高齢者を問わず

“オンライン関連”の相談増加

- ・SNSをきっかけとした消費者トラブル（利益誘引型のサイト）「国際ロマンス詐欺」など
- ・格安をうたう家具や家電の実在の通信販売サイトを騙った偽サイト・商品が届かない。偽物が届いたなど
- ・占いサイトのトラブル・占い師や鑑定士を名乗る者から次々とメッセージが届いてやめられない。
- ・宅配便業者を装った「不在通知」の偽SMSのURLにアクセスした。ID・パスワードを入力した。

- ・「お試し」だと思ったら定期購入だった。

【アドバイス】

- 行政機関の職員を名乗る、行政から委託されたという業者などからの怪しい電話や訪問、心当たりのない送信元からの怪しいメール・SMS・SNSなど、怪しい・おかしいと思うものには反応しないようにしましょう。
- 新型コロナウイルスに便乗した悪質な勧誘を行う業者に耳を貸さないようにしましょう。
- 「お試し〇円（初回無料）」などの表示が強調される一方で、定期購入の条件が見えにくい場所に小さな字で表現されることがあります。通信販売にはクーリング・オフはありません。注意しましょう。
- 不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、消費生活センターなどに相談しましょう。今後、新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。少しでもおかしいと感じたら早めにご相談ください。

商業課題を解決するために

事業者連携チャレンジ事業 募集

問い合わせ 産業振興課 ☎59-2131

事業者グループが市内の商業課題を解決するために企画、実施する事業に助成金を交付します。

申請対象グループ
市内の店舗で事業を営む事業者3人以上で構成された熱意ある事業者グループ（法人格を有する団体を除く）

※グループの構成員の3分の1は市内事業者であること
対象事業
市内で新たに取り組む次の事業で令和4年3月25日(金)までに完了し、実績報告が提出できるもの

①地域資源を活用した新商品（新名物）の開発に関する事業

②販売促進に関する事業

③創業支援に関する事業など（令和2年度実施事業）

- 菊芋商品の販路拡大事業
- あたたハマチおよびマロンの里交流館応援動画制作
- 衛生管理の取り組み「見える化」推進事業

助成金額

1グループ 上限25万円

助成対象経費

- 謝礼、交通費、機材・資材・書籍などの購入費、チラシ・ポスターなどの印刷費、消耗品費、使用料・賃借料など

手続きの流れ

- ①申請書提出
- ②事業審査
- ③決定

④事業の実施⑤実績報告書の提出

事業審査方法

必要性・目標設定・公益性・実現性・継続性・独創性・波及性・発展性を審査します。審査の結果、審査基準に満たない事業は、不採択となります。

また、助成金の申請額が予算額を超える場合は、事業審査の結果、点数が高い事業を優先的に採択します。

申し込み

7月16日(金)までに産業振興課に備え付けの申請書に係る書類を添えて申し込んでください。


※申請書などは、市ホームページからダウンロードできます。

毎月第一土曜日は「ひろしま環境の日」です。

「ひろしま環境の日」一斉行動

7月のテーマ


やってみよう
省エネ生活! ~不要な照明は消そう~



家庭で、職場で、できることから始めましょう。

環境整備課 ☎59-2154

おおたけ・ごみ事情 No.36

処理不適切物(電気毛布や皮ベルトなど)は混ぜないで 

衣類・毛布類の適切なおみ出しを—

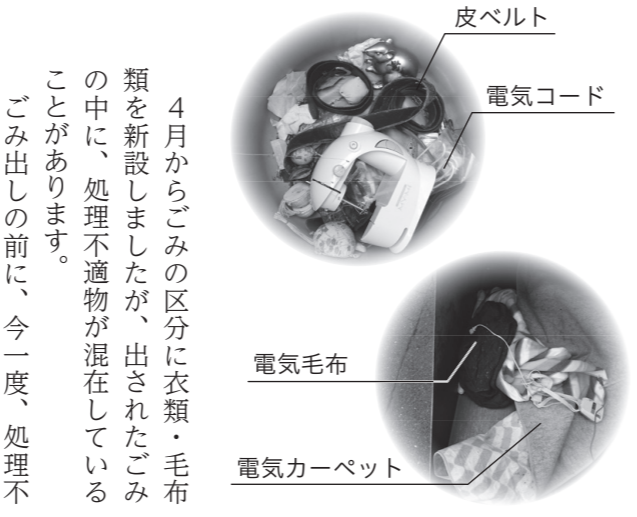
問い合わせ
環境整備課リサイクルセンター ☎52-5101

4月からごみの区分に衣類・毛布類を新設しましたが、出されたごみの中に、処理不適切物が混在していることがあります。

ごみ出しの前に、今一度、処理不適切物が混ざっていないか確認をお願いします。

- 電気毛布や電気カーペットは、「もやさないごみの日」に出してください。
- 電池、電気コード、皮ベルトなどを混ぜないでください。
- 下着、靴下、手袋、ハンカチ、タオル(バスタオル以外)は、布類として「もやすごみの日」に出してください。

衣類・毛布類は破碎して固形燃料にしています。適切なおみ出しの処理のためにも、ご協力をよろしくお願います。



福祉の
とびら
No.91

**目の不自由な人の
外出をお手伝い
補助犬(盲導犬)**

問い合わせ 福祉課 ☎59-2146

目の見えない人・見えにくい人が行きたい場所へ出かけられるように、盲導犬は障害物を避けたり、段差や角を教えたり、安全に歩くためのお手伝いをします。道路交通法や身体障害者補助犬法という法律でも認められていて、目の不自由な人と一緒に電車やバスに乗ったり、店などに入ったりますことができます。

盲導犬が体につけている白い胴輪をハーネスといいます。盲導犬は、仕事をしている時は必ずハーネスを身に付けています。

目の見えない人・見えにくい人が行きたい場所へ出かけられるように、盲導犬は障害物を避けたり、段差や角を教えたり、安全に歩くためのお手伝いをします。道路交通法や身体障害者補助犬法という法律でも認められていて、目の不自由な人と一緒に電車やバスに乗ったり、店などに入ったりますことができます。

※詳細は問い合わせてください。

申し込み
福祉課備え付けの申請書を7月20日(火)までに福祉課へ。申し込み多数の場合は調査、面接などの選考により給付候補者を決めます。また、期限内に申請できない場合も気軽に相談してください。

補助犬(盲導犬) 給付の申し込み
問い合わせ

県視覚障害者団体連合会
☎082-229-2320

県視覚障害者団体連合会では、視覚障害者の自立と社会参加の促進を図るため、県内で1頭の補助犬(盲導犬) 給付事業を実施します。

対象
県内(広島市を除く)に1年以上居住する18歳以上の視覚障害者で、身体障害者手帳1級または2級所持者



(左) 厚生労働省の補助犬啓発マーク。(上) 全国盲導犬施設連合会の啓発マーク。
(左) 目の不自由な人に配慮された玩具に付けられる盲導犬マーク。

**農業振興地域内の
農地転用の相談・申請**

問い合わせ 産業振興課 ☎59-2130

昭和46年度に松ケ原地区全域、栗谷地区および小方地区の一部が農業振興地域に指定されています。市では該当地区の特に重要な区域として、農用地区域を定めています。

農用地区域は農地転用が厳しく制限されており、転用する場合には、事前に農用地区域から除外する手続きを行う必要があります。

除外の手続きをまとめて行うた

め、次のとおり相談・申請を受け付けます。

該当地区に農地を所有している方で農地転用を考えている方は、相談してください。

受付期間
相談 7月1日(木)～8月31日(火)
申請 9月1日(水)～11月30日(火)
受付場所 産業振興課

**バス車内の事故防止にご協力を—
車内事故防止キャンペーン実施中**

問い合わせ 自治振興課 ☎59-2142



走行中のバス車内での事故を防止するため、7月1日(木)から31日(土)まで全国一斉に「車内事故防止キャンペーン」を実施しています。

走行中に席を離れると、転倒など思わぬケガをする場合があります。降りるときは、バスが停留所に着いて扉が開いてから席を立ってください。

また、バスは安全運転に徹していますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。

満席のため、立って利用する場合には、吊革や握り棒にしっかりとつかまってください。バスの車内事故防止に、ご理解とご協力をお願いします。

**失語症者向け
意思疎通支援者養成研修**

失語症者の自立と社会参加を図るために外出場面などでのコミュニケーションを助ける支援者を養成する研修を開催します。講義・実技により必要な知識と技術を習得し、修了者は広島県登録者名簿に登録されます。

とき
8月8日(日)、8月22日(日)、9月5日(日)、9月12日(日)、10月3日(日)、10月31日(日)、11月7日(日)、12月18日(土)、令和4年1月9日(日)各回10時～16時(全9回)

ところ
福山市西部市民センター、10月31日(日)の公開講座は、まなびの館ロビー(福山市)
広島市東区地域福祉センター
(第8回12月18日(土)のみ)

応募資格
失語症の福祉に理解と熱意があり、失語症者の支援に携わることのできる18歳以上の方

講師 広島県言語聴覚士会会員
定員 30名

※対面での受講ができないと判断した場合には、オンラインビデオ会

**本町1丁目の
民生委員・児童委員が
決まりました—**

問い合わせ
地域介護課 ☎28-6226

次の地区の民生委員・児童委員が決まりました。

担当地区 本町1丁目全域
名前 野村 良子さん

議ツール「Zoom」を使用して実施します。その場合は日程変更の可能性があります。

修了条件

- ①全日程の出席
- ②認定テストで6割以上の得点

申し込み 7月10日(土)までに申し込みメールフォームから申し込んでください。「広島県 意思疎通支援」で検索。

※詳しい内容、申し込み方法などは、広島県言語聴覚士会ホームページ「失語症の方々の支援」に掲載。



図書館クイズに挑戦して、読書ビンゴも達成!



ちしきえほん



課題図書コーナー

7月 (JULY)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

■白字は図書館の休館日です。○はおはなし会の日です。



市立図書館ホームページ
<http://www.tosho.otake.hiroshima.jp/mobile>
 携帯アドレス
<http://www.tosho.otake.hiroshima.jp/mobile>
 問い合わせ ☎52-5338 FAX 52-8005

イベント紹介

おひびにだっこのおはなし会
 とき7月9日(金)10時30分〜11時30分 図書館2階
 ギャラリー1▼対象赤ちゃん向き▼定員約5組
 親子で楽しむおはなし会
 とき7月9日(金)11時〜12時 図書館2階
 ギャラリー1▼対象1歳から▼定員約5組
 おはなし会
 とき7月17日(土)11時〜12時 図書館2階
 ギャラリー1▼対象幼児・小学生▼定員約5組
 ※各おはなし会は事前申し込みが必要で、
 ※イベントは中止になる場合があります。

展示コーナー
 1 一般向き 夜空を見上げて
 児童向き ほしぞらへようこそ
 時事コーナー 涼を求めて

図書館のコーナー紹介
 夏休みの宿題お助け本
 今年は楽しみたい夏休み。でも工作や自由研究
 のことを考えると頭が痛い。そんな皆さんのため
 に、夏休みの宿題の助けとなる本を集めてお待ち
 しています。課題図書コーナーもありませんので、
 ぜひ利用してください。

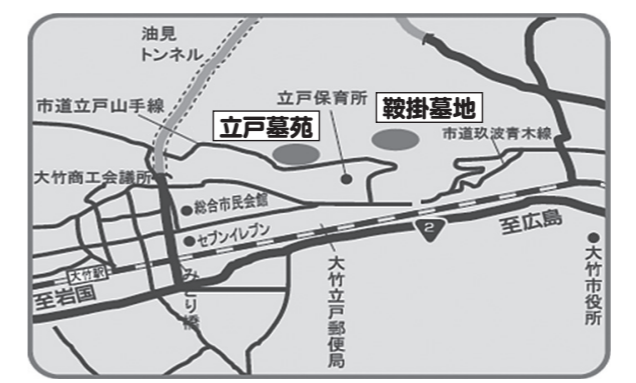
ちしきえほんコーナー
 児童コーナーには天気・動物・植物・食べ物
 などいろいろなテーマの「ちしきえほん」
 のコーナーがあります。絵を見ながら楽しく
 学びましょう。

**市営墓地の永代使用
 随時受け付け**

立戸墓苑の一部永代使用料の改定をしました。

問い合わせ 環境整備課 ☎59-2154

立戸 鞍掛 梅ヶ滝



立戸墓苑(立戸2丁目)

区画番号	公募区画数	面積 (緑石を含む)	永代使用料 (1区画あたり)
145	1	2.5㎡	656,000円
196、198、203	3	2.5㎡	504,000円※
238~255	11	2.5㎡	499,000円※
292、295	2	2.5㎡	656,000円
318~330	5	2.5㎡	514,000円※
341~374	21	2.5㎡	504,000円※
i、j	2	1.875㎡	492,000円

※価格改定で、前年度から引き下げとなりました。

鞍掛墓地(立戸3丁目)

区画番号	公募区画数	面積 (緑石を含む)	永代使用料 (1区画あたり)
9	1	3.82㎡	330,000円
24	1	4.5㎡	400,000円
42	1	4.2㎡	400,000円
47	1	4.35㎡	400,000円



梅ヶ滝墓地(元町3丁目)

区画番号	公募区画数	面積 (緑石を含む)	永代使用料 (1区画あたり)
45、46	2	3.0㎡	272,000円

使用申請者の資格
 市内に住所または本籍がある方
申し込み方法
 次の書類を環境整備課へ提出して
 ください。
 ①使用許可申請書
 環境整備課にあります。(市ホーム
 ページからもダウンロードできます)
 ※印鑑(認印可)を持参し、環境整
 備課窓口で記入、提出することも
 できます。
 ②申込者本人の住民票の写し
 本籍の記載があり、発行後3カ月
 以内のもの
使用許可の決定
 申請書の受理後、永代使用料の納

付を確認した後に使用許可を決定
 (使用許可証を交付)します。
注意事項
 ・使用を許可するものであり個人の
 所有にはなりませんので、他人に
 譲渡や転貸することはできません。
 ・納付された永代使用料は、許可後
 5年以内に墓地を返還したとき以
 外にお返しすることはできません。
 ・使用権は、相続人が承継する以外
 に移転することはできません。た
 だし、やむを得ない事由により、
 親族または縁故者において祭祀を
 主宰し継承するときはこの限りで
 はありません。
 ・使用者が住所または氏名を変更し

たとき、墓地に焼骨を埋蔵する
 ときは届け出なければなりません。
 ・次の場合は、使用許可を取り消す
 ことがあります。
 ①墓地使用条例、規則などに違反
 したとき。
 ②許可後、2年を経過しても使用し
 ないとき。ただし、碑標などを設
 けたときは、この限りではありません。
 ③使用者の住所が不明となり、10
 年を経過したとき。
 ④墓地を他人に転貸、または譲渡
 しようとしたとき。
 ・墓地が不要になったときは、墓地
 を原形に復して、市へ返還しなけ
 ればなりません。
 ・工作物など設置は次のとおりです。
 ①墓碑およびこれに類する施設の
 高さ 2m以内
 ②囲障の高さ 1m以内(立戸墓
 苑では、囲障の設置は認めませ
 ん)
 ③盛土の高さ 10cm以内
 ・許可した区画内の除草などの維持
 管理は、使用者自身で行ってくだ
 さい。
 ・墓碑の構造によっては、地下水が納
 骨所内に流入する場合があります。
空き区画
 空き区画の位置や最新情報は、市
 ホームページを確認するか、環境整
 備課に問い合わせてください。

新刊案内

こどもの本

おとなの本



「人類滅亡フラグがたちました! ぼくらが決める七つの未来」
 令丈 ヒロ子/著
 明菜/イラスト
 (PHP研究所)
 光輝く生命体、カンノンによって
 密室に集められた13歳の男女7人。カン
 ノンにどんな世界がこの星の人類
 にとって理想なのかを問われ、「永
 遠にラブの世界」「平等な階級
 制の世界」などと答えていくが...



「ふまんばかりのメシュカおばさん」
 キャロル・チャップマン/さく
 アーノルド・ローベル/え
 こみや ゆう/やく
 (好学社)



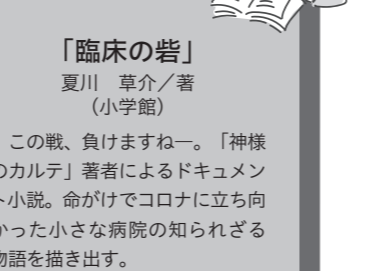
「だじゃれことわざ」
 ななもり さちこ/作
 ゴトウ ノリユキ/絵
 (理論社)



「地中のディナー」
 ネイサン・イングランド/著
 小竹 由美子/訳
 (東京創元社)



「広島のかき氷」
 園田 美穂/著
 (ザメディアジョン)



「臨床の砦」
 夏川 草介/著
 (小学館)
 この戦、負けますね。「神様
 のカルテ」著者によるドキュメン
 ト小説。命がけでコロナに立ち向
 かった小さな病院の知られざる
 物語を描き出す。

●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、掲載している催しなどは中止、または延期になる場合があります。

■講座や催しに参加される方へのお願ひ マスク着用。当日検温をし、発熱、風邪、味覚・嗅覚異常、せき、体調不良などの症状があれば、参加は控えてください。

情報ステーション

Ray-wa information station

市内の各種団体名の「大竹市」「大竹」などは、原則省略しています。時間は24時間表記です。(例：午後1時⇒13時) 参加料など金額表示のないものは、原則無料。

オンライン「おしゃべり広場」

～オンラインでふれあい遊びやおしゃべりなどを楽しみましょう～

問い合わせ 子育て支援センターどんぐりHOUSE ☎54-0039
松ケ原こども館 ☎57-8333
福祉課 ☎59-2148

どんぐりHOUSE
オンライン相談日…毎週月曜日

松ケ原こども館
7月30日(金)
オンライン個別相談の希望があれば、相談してください。詳しくはホームページをご覧ください。

健康講座「アゼリアおたけ」

カラダがよるこぶ

アゼリアおたけ ☎532226

みなんで、楽しくカラダを動かしましょう。
とき7月14日(水)10時～11時

障害がある方で就労を希望する方の相談を受け付けます。予約制のため、前日までに電話で申し込んでください。

障害者就労相談

とき 7月8日(木) 10時～12時 ところ 市役所
申し込み/問い合わせ 広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ ☎0829-34-4717

子育て支援施設／イベント・行事

子育て支援センター どんぐりHOUSE

子育て支援センター☎54-0039・福祉課☎59-2148

開館日 毎週月曜日～金曜日
利用時間 9時30分～10時30分、11時～12時、13時30分～14時30分、15時～16時(利用人数4組程度)
休館日 22日(木・祝)23日(金・祝)
ところ 立戸1丁目8番5号

親子の交流、子育て情報の提供などを行っています。無料で利用できますので、気軽にお越しください。また、子育て期のいろいろな悩みや困りごとについて子育てコーディネーターが相談を受け付けます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため限定的なご利用になっています。利用を希望する方は電話か直接どんぐりHOUSEへ。

- **おはなし会(七夕)** とき 7月5日(月)・6日(火)・7日(水) 11時15分～30分
帰る前に七夕のおはなしや手遊びをします。7月2日(金)～7日(水)の期間中に笹を飾っています。
- **誕生日会** とき 7月28日(水) 10時30分～(誕生日は前月から予約できます。27日(火)締め切り)
お魚を釣ってみよう！
各イベントの予約は、ほのぼのんホームページをご覧くださいの上、電話か直接松ケ原こども館へ。
<http://members.fch.ne.jp/honobonon/>
- **おはなし会(七夕)** とき 7月5日(月)・6日(火)・7日(水) 11時15分～30分
帰る前に七夕のおはなしや手遊びをします。7月2日(金)～7日(水)の期間中に笹を飾っています。
- **誕生日会** とき 7月28日(水) 10時30分～(誕生日は前月から予約できます。27日(火)締め切り)
お魚を釣ってみよう！
各イベントの予約は、ほのぼのんホームページをご覧くださいの上、電話か直接松ケ原こども館へ。
<http://members.fch.ne.jp/honobonon/>
- **作ってあそぼう週間** とき 7月12日(月)～16日(金)(要予約・各回4組程度) 飛び出すクワットを作りましょう。 10時15分～11時45分
- **誕生会** とき 7月27日(火)(要予約申込順10組)
みんなで7月生まれのお友達をお祝いしましょう。誕生カードのプレゼントがあります。総合市民会館1階の大集会室で行います。誕生会は11時15分ごろからですが10時から遊べます。
- **身体測定は随時行えます。** 計測を希望する方は声をかけてください。
- **栄養相談を予約制で始めました。**(月～木 利用時間内)
離乳食や子どもの食事について気になることがあれば相談してください。市の管理栄養士が相談を受け付けます。

松ケ原こども館

松ケ原こども館☎57-8333・福祉課☎59-2148

開館日 毎週月曜日～水曜日・金曜日・土曜日
利用時間 10時～11時30分 13時30分～15時(利用人数6組程度)
ところ 松ケ原町445番地2
休館日 23日(金・祝)

松ケ原こども館は、乳児から中学生までの子どもと保護者(市内に限らず)を対象とした、無料で利用できる施設です。自然の中でゆっくり過ごしてみませんか。

健康講座「アゼリアおたけ」

カラダがよるこぶ

アゼリアおたけ ☎532226

みなんで、楽しくカラダを動かしましょう。
とき7月14日(水)10時～11時

カラダがよるこぶ 健康講座(米)

栄公民館 ☎536688

とき7月13日(火)10時～11時
ところ 栄公民館▼講師 明瀬佳子さん(健康運動実践指導者)
▼持参品 運動のできる服装、室内シューズ、飲み物、長めのタオル▼申し込み前日までに栄公民館へ。

カラダがよるこぶ 健康講座(米)

玖波公民館 ☎577084

運動初心者でも簡単に楽しくできる運動をメインに行います。健康的な運動習慣を身につけましょう！
①とき7月1日(日)10時～11時▼内容 姿勢改善トレーニング・肩こりや腰痛を予防しよう！②とき7月15日(日)10時～11時▼内容 リラクゼーション・好きな香

ヘルシーCOOKパットと教室

保健医療課 ☎592153

料理・運動を通して健康について学びます。
○ **運動教室** チューブトレーニングは、自宅でトレーニングしたいけど、何から始めてみればいいのかわからない、という方にお勧めの運動です。
○ **料理教室** 人が生きる上で不可欠な食を通して、生きる力をはぐくむ「食育」。夏休みに、家族で食育について学び、話し合ってみませんか。
ところ サントピア大竹▼対象 市内在住の方(年齢・性別は問いません)▼持参品 運動のできる服装、運動靴、飲み物、タオル▼申し込み前日までに電話で保健医療課へ。【託児】定員3人(申込順) 託児申し込み前日までに保健医療課へ。※託児の有無にかかわらず、キャンセルは、講座当日、9時まで連絡してください。

ヘルシーCOOKパットと教室

保健医療課 ☎592153

とき	内容	定員
7月16日(金) 10時～11時30分	運動教室 チューブエクササイズ ～さまざまなチューブトレーニング～	25人
8月6日(金) 10時～11時30分	料理教室 ミニ栄養講座 + 運動 夏休みわくわくメニュー ～家族で学ぼう「食育」～	10人

※全日、託児付きです。

2本のポールで歩き方や姿勢を修正し、今より力強く長い距離を目指して歩きます。膝痛、腰痛改善、筋力アップのトレーニングとしても効果が期待できます。
やや運動強度を上げてしっかりと歩きたい方向への「しっかりコース」と、初めての方や筋力低下の予防を意識した方向への「ゆっくりコース」の、2

コース	とき	ところ	内容	対象(市内在住の方)	定員
しっかりコース(1班)	7月3日(土)	METSやまと・Bスタジオ	栄養講座	69歳まで	20人
	7月17日(土)				
ゆっくりコース(2班)	7月10日(土)	METSやまと・Bスタジオ	栄養講座	74歳まで	15人
	7月24日(土)				

(12月まで、おおよそ2回で実施)

コースを設けています。講師 嘉屋早百合さん(健康運動指導士・NPO法人日本ノルディックフィットネス協会認定ベーシックインストラクター)▼参加料500円(傷害保険料・今年度分)▼持参品 運動のできる服装、飲み物、タオル、帽子▼申し込み参加前日までにMETS・やまとへ ☎528601へ。

親と子の本の広場 あいいく館

ボランティア団体

あいいく館(杉嶋携帯) ☎090-2298-9624

開館日 毎週土曜日 10時～12時、13時～16時
ところ 南栄3丁目1番29号 ※無料。駐車場あり

赤ちゃん、幼児とその保護者、小学生が絵本と工作と木のおもちゃで楽しく遊べる広場です。赤ちゃん、幼児、小学生向けの絵本や童話がたくさんあります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、7月に開催予定の「七夕まつり」は中止します。

○ 7月は毎週土曜日、本の貸し出し・返却のみを行っています。
※来館時には、マスクを着用してください。

QRコード: ホームページ, Facebook

●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、掲載している催しなどは中止、または延期になる場合があります。

●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、掲載している催しなどは中止、または延期になる場合があります。

消防団員募集

消防団は若い力、女性の力を必要としています。
自分の大切な町、大切な人を
一緒に守りましょう。



問い合わせ 消防本部消防課
☎53-7708

**令和3年度
納期限**

- 固定資産税(2期)
- 都市計画税(2期)
- 国民健康保険後期(1期)
- 介護保険(1期)

8月2日 問い合わせ
市民税務課 ☎59-2127

ご注意ください
○納めるときは、納付書を使用してください。
○納付場所は納付書裏面を確認してください。

交通事故統計情報

発生件数 13 件
(前年同期比 3 件減)

死者数 1 人
(前年同期比 1 人増)

負傷者数 15 人
(前年同期比 4 人減)

交通事故発生状況
(5月末日現在)

7月の米軍による弾薬処理

問い合わせ 危機管理課 ☎59-2119

米海兵隊岩国基地は、焼却処理できない弾薬を同基地沖合3.5kmに位置する姫子島で爆破処理しています。曇りの日は爆破音がよく響くことがあります。

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※●は弾薬処理日。いずれも8時~17時
天候によって実施しない場合があります。

健康

「男塾」
保健医療課 ☎592153

自分の姿勢や体の使い方に
気づき、年齢を重ねても「動か
しやすい」体づくりを目指しま
しょう。

とき	対象	内容	定員
1班 7月15日(木) 8月5日(木)	市内在住のおおむね 70歳代までの男性	リセットコンディショニング [柔道整復師によるメンテ]	20人程度
13時30分 ~ 14時45分		栄養講座	
2班 7月29日(木) 8月26日(木)	市内在住のおおむね 50~60歳代までの男性	リセットコンディショニング [柔道整復師によるメンテ]	15人程度
		自宅のできる筋トレ (ゴム・ボール)	

※13時受け付け開始(およそ月2回実施)体力に不安のある方は相談してください。

大切な人の命を守る 普通救命講習

消防署 ☎540119

大切な人の意識、呼吸がない。
喉に物を詰まらせて苦しんでい
るときに、あなたは何をしてあげ
られますか。
救急車が到着するまでに、適切
な応急手当をすることで助かる
命があります。心肺蘇生法やAED
(自動体外式除細動器)の使用
方法、出血時の止血方法などを習
得する講習会です。大切な人を守
るために応急手当の正しい知識
を習得しましょう。

大切な人の命を守る
普通救命講習

大切な人の意識、呼吸がない。
喉に物を詰まらせて苦しんでい
るときに、あなたは何をしてあげ
られますか。
救急車が到着するまでに、適切
な応急手当をすることで助かる
命があります。心肺蘇生法やAED
(自動体外式除細動器)の使用
方法、出血時の止血方法などを習
得する講習会です。大切な人を守
るために応急手当の正しい知識
を習得しましょう。

とき7月10日(出)9時~12時▼と
ころ消防署▼対象市内在住また
は勤務の方▼定員10人程度▼申
し込み7月8日(休)までに、救命
講習受講申請書を消防署へ。
ファクスでも申し込めます。

女子力UP講座

保健医療課 ☎592153

有酸素運動やストレッチ
ポールを使った簡単エクササ
イズで、体幹を鍛えるときもに
筋肉の緊張を緩め、リフレッ
シュ&リラックスしましょう。

ところMETS・やまと▼講師
嘉屋早百合さん(健康運動指導
士)ほか▼参加料1回1000円
(傷害保険料)▼持参品室内
シューズ、飲み物、タオル、運動
のできる服装。▼申し込み前日
までに電話でMETS・やまと
(☎528601)へ。

体幹トレーニングや簡単エク
ササイズで理療の自分に!
女子力UP講座

ボクササイズ教室

ボクシング協会(小出)
☎090-7979-6846

3日前までに電話で保健医療
課へ。※託児の有無に関わら
ず、キャンセルは講座当日9時
までに連絡してください。

女性を対象としたボクササ
イズの体験講座です。ダイエツ
トが目的の方や、体力をつけ
方など、この機会に汗を流して
みませんか。

とき7月31日(出)14時30分~15
時30分▼ところ旧小方中学校
体育館2階武道場▼講師角井
竜次さん(大竹ボクシングクラ
ブヘッドコーチ)ほか▼対象市
内または近郊に在住の女性▼
持参品マスク、屋内シューズ、
運動のできる服装▼申し込み
電話でボクシング協会へ。

講座

スマホを活用した
生活講座

玖波公民館 ☎577084

新型コロナウイルス感染症
対策(新生活様式への対応)と
して、市民向けにスマートフォン
活用講座を開催します。

とき	内容	定員
7月9日(金) 13時30分~15時	ネットショッピングの利用方法と 防災アプリについて	各講座20人 (申込順)
7月16日(金) 10時30分~12時	LINEやZoomなどの コミュニケーションアプリの使い方	

募集

地球温暖化防止活動
緑のカーテンコンクール

公衆衛生推進協議会事務局
(リサイクルセンター内)
☎592112

地球温暖化防止や省エネへ
の取り組みとして、自宅などで
ゴーヤや朝顔などを育て、緑の
カーテンにする活動のコン
クールを行います。自慢の緑の
カーテンを、アピールしてみま
せんか。入賞者には、記念品を
贈呈します。

対象市内の住居や建物などで、
緑のカーテンを育てている世
帯、または団体▼申し込み8月
3日(火)から31日(土)白曜日、
振替休日を除く)までに、リサ
イクルセンター、環境整備課、
各支所、総合市民会館、栄公民
館に備え付けの参加申込書に
必要事項を記入して、育成写真
を添えて、公衆衛生推進協議会
事務局へ。

お知らせ アラカルト

自筆の遺言書の
保管制度

広島法務局廿日市支局
☎0829-322164

あなたの大切な遺言書を法
務局(遺言書保管所)が保管し
ます。

遺言は、相続をめぐる紛争を
防止するために有用な手段で
す。そして、遺言者本人が自書
できれば作成できます。し
かし、自筆証書遺言書を作成し
ても、遺言者本人の死亡後、相
続人に発見されなかったり、一
部の相続人などにより改ざん
されたりするおそれがあるこ
とが指摘されています。このよ
うな問題を解決するために、法
務局(遺言書保管所)では、自
筆証書遺言書保管制度を開始
しました。大切な財産を確実に
託す方法の一つとして、活用し
てください。

なお、手続きなどは事前予約
制です。詳しくは広島法務局に
問い合わせるか、ホームページ
をご覧ください。

海の事故ゼロ キャンペーン

岩国海上保安署
☎216118

海上保安庁では、海難ゼロ
への願いをスローガンに全国
一斉に事故ゼロキャンペーン
を行います。市民の皆さんも、
次の事項に留意してください。
キャンペーン期間
7月16日(金)~31日(土)

経済センサス 活動調査

企画財政課 ☎592125

コロナ禍で大変な時期ですが、
重要な調査です。回答がお済みで
ない方は、回答をお願いします。

- 小型船舶の海難防止
- 出航前点検の徹底
- 定期的な点検整備の推奨
- 常時適切な見張りの徹底
- 常時適切な見張りの徹底
- 無線や汽笛などによる船舶間コミュニケーションの促進
- 自己救命策の確保(海中転落への備え)
- ライフジャケットの常時着用
- 連絡手段の確保
- 118番緊急通報ダイヤルへの通報

●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、掲載している催しなどは中止、または延期になる場合があります。

カメラ スケッチ



「予約取れました」とスマホで確認する青年会議所のスタッフと真柴さん。

6月14日 65歳以上の方を対象にした新型コロナウイルスワクチンの集団接種では、電話による申し込みが混雑。スマートフォンからのインターネット予約が難しい高齢者のために、大竹青年会議所では、予約をサポートする取り組みを行いました。予約会場のアゼリアおおたけには、受け付け開始から正午までに約190人が訪れ、無事予約を済ませました。1番に来場した真柴良成さん(70歳 油見 写真左)は、「コロナ禍で買い物以外の外出は、極力控えていました。予約ができて安心」と夫婦2人分の接種予約が完了し、胸をなでおろしているようでした。

パソコン・スマホから避難場所の混雑状況が確認できます

県と株式会社バカンの協定により、パソコンやスマートフォンなどから、インターネットで避難場所の位置や混雑状況などを確認できるようになりました。

なお、平常時は「利用停止中」の表示ですが、避難場所を開設した場合は「開いています」に表示を切り替えます。混雑状況は「やや混雑」「混雑」「満」で表示されます。



混雑確認サイトQRコード
<https://vacan.com/area/otake-city-evacuation/evacuation-center/12>

問い合わせ 危機管理課 ☎59-2119



南海トラフ巨大地震や大雨による洪水・河川氾濫などで、浸水する危険性を知らせる「津波等浸水深シール」を市内の公共施設8カ所に設置しました。

また今後、市営街灯に海拔表示シールを設置していく予定です。

なお、シールのデザインは、令和元年度に募集したシールイラストコンクール最優秀作品です。

※津波浸水深とは、南海トラフ巨大地震が起こった場合で、堤防が機能しなかったとき、その場所が津波によって浸水する深さのことで



新型コロナウイルス感染防止のため あたた愛ランドで釣り大会の中止

問い合わせ 観光漁業実行委員会事務局(産業振興課内) ☎59-2131

ちょっとしたマナーで楽しい魚釣り
 きれいな海で楽しく釣りをするために、次のことを心がけましょう。
 ■ごみや空き缶は、必ず持ち帰る。■漁業者の操業の邪魔にならないようにする。■カキいかだで釣りをするときは、所有者の許可を得る。■港内の漁具などにいたずらをしてはいけない。■禁止されている漁具(灯光、潜水器、刺網など)・漁法で釣ったり捕ったりしない。■小さな魚は、釣ったらすぐ逃す。

新型コロナウイルスによるイベントなどの中止

- 大竹・和木 川まつり花火大会 [大竹商工会議所 ☎52-3105]
- 小方学園プール市民開放・スイミング教室 [生涯学習課 ☎53-6677]
- 夏休み野外体験活動 野性への挑戦 [青少年育成市民会議(総合市民会館内)☎28-5680]

毎月第3 土曜日は

獲れたての地元の魚を
そろえております

7月17日(土)
9時30分～

ところ 「たいたいこぼ」
(くぼ漁業協同組合内施設 玖波3丁目8番13号)
※内容は変更になることがあります。

お問い合わせ おおたけ水産GOGO市実行委員会(くぼ漁業協同組合内) ☎57-7034

毎月第1 土曜日は

マロンの里 交流館 土曜市

とき 7月3日(日) 10時～
ところ マロンの里交流館(栗谷町大栗林195-12)
地物農産物や惣菜の販売も行います。ぜひお越しください。

お問い合わせ マロンの里交流館 ☎55-0055



南海トラフ巨大地震とは

駿河湾から熊野灘、土佐湾、日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートが接する海底の区域が「南海トラフ」です。南海トラフ巨大地震は、おおむね100年～150年間隔で発生しています。前回の南海トラフ地震からは、70年以上経過しており、次の発生の可能性が高まっています。

広島県の被害想定によると県内でも大きな揺れや津波浸水が起こると考えられ、大竹市では最大震度6強、2mを越える浸水の可能性も想定されています。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
中スポ賞 中国VS近畿VS九州 3地区対抗戦			第6回 ポカリスエットカップ						第11回 みやじ マリンカップ						GⅢ第9回 サッポロ ビール杯															
バルボート宮島発売																	バルボート宮島発売													

BOAT RACE 宮島
カレンダー
7月
宮島ボートレース企業団
☎0829-56-1122

バルボート宮島(外向発売所)

※念のため主催者発表のものと照合してください。
●ボートレース宮島の収益金は、大竹市のまちづくりに役立てられています。

1号広告
一般型特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
介護付有料老人ホーム
コリーナ小方
入居者様
募集中
一人部屋 残り数室
二人部屋 残り一室 (2021年6月中旬時点)
資料請求や体験入居申込み等、お気軽にお電話ください
お問合せ先 ☎59-1555

2号広告
TOMOKEN 株式会社朋建
体感型モデルハウス(ご予約随時受付中)
TEL 0827-53-1825 大竹市木野1丁目15-15

広報紙 広告募集
申し込み方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。
問い合わせ 企画財政課 ☎59-2125

規格	色	広告料(税込)	
		市内業者	市外業者
1号 縦10cm×横8.3cm	黒1色	30,000円	40,000円
2号 縦4.7cm×横8.3cm	黒1色	15,000円	20,000円
3号 縦4.7cm×横17cm	印刷用4色	50,000円	60,000円
4号 縦4.7cm×横8.3cm	印刷用4色	25,000円	30,000円

※発行部数/約12,500部(月1回発行)

7月～8月(上旬)のお知らせ

休日診療

休日診療所 診療日:日曜日・祝日
事前に連絡してから受診をお願いします。待合室での密を避けるため、できるだけ自家用車でお越しください。ご希望はあります。
診療時間:9時～12時、13時～17時
ところ:立戸2丁目1番16号 ☎52-0330
診療科:内科系・外科系

在宅当番医 診療時間:9時～17時
診療時間内にご利用ください。原則として往診は行いません。変更の場合もあります。市ホームページの「休日夜間当番医」をご確認ください。

7月11日(日)	津村眼科医院	西栄2	☎52-4856
8月1日(日)	耳鼻咽喉科村上クリニック	元町1	☎52-1133

岩国市在宅当番医 診療時間:9時～16時30分

7月4日(日)	みい眼科	中津町1	☎30-3131
11日(日)	増田耳鼻咽喉科	尾津町2	☎31-8231
18日(日)	まるひさ眼科	尾津町2	☎34-5333
22日(木祝)	水島眼科	麻里布5	☎21-3401
23日(金祝)	小幡眼科医院	岩国1	☎43-0245
25日(日)	やまもと耳鼻咽喉科クリニック	麻里布6	☎35-4587
8月1日(日)	やすおか皮膚科クリニック	山手町2	☎29-1112

休日水道修理・使用開始(開栓)

7月3日(出)	今五産業(有)	立戸2	☎52-2529
4日(日)	(有)成亜総合設備	本町1	☎52-2501
10日(出)	(株)ゲイナンハウス	立戸3	☎54-1111
11日(日)	大竹第一工業(株)	北栄	☎53-1201
17日(出)	大成テクノ(株)	南栄3	☎45-1900
18日(日)	(有)浜崎工業所	西栄3	☎52-3365
22日(木祝)	二階堂商事(有)	油見3	☎52-2043
23日(金祝)	(株)竹内	玖波6	☎57-8300
24日(出)	(有)プロ・コーポレーション	木野1	☎53-6131
25日(日)	奥田設備(株)	西栄2	☎28-0185
31日(出)	今五産業(有)	立戸2	☎52-2529
8月1日(日)	(有)成亜総合設備	本町1	☎52-2501
7日(出)	(株)ゲイナンハウス	立戸3	☎54-1111
8日(日)	大竹第一工業(株)	北栄	☎53-1201
9日(月振)	大成テクノ(株)	南栄3	☎45-1900

8月の情報ステーション



市の人口(6月1日現在)
人口 26,496人
(男)13,012人(女)13,484人
世帯数 12,931世帯

下の表の情報は8月のものです。

健康・子育て		相談	
ふれあいサロン もぐぱくひろば 〔保健医療課〕☎59-2140	5日(休)	総合市民会館	11:00～12:30 対象:生後4カ月～1歳6カ月まで※試食中止の場合無料 内容:離乳食教室(定員10組、参加料100円、事前予約必要) 持参品:子ども用飲み物、バスタオル2枚、母子健康手帳、マスク
乳児健康相談 〔保健医療課〕☎59-2140	24日(火)	市役所	通知に記載された時間にお越しください。 対象:対象者に通知します。 持参品:通知に記載されているものをお持ちください。
1歳6カ月児健康診査 〔保健医療課〕☎59-2140	25日(水)	市役所	通知に記載された時間にお越しください。 対象:対象者に通知します。 持参品:通知に記載されているものをお持ちください。
3歳児健康診査 〔保健医療課〕☎59-2140	26日(木)	市役所	通知に記載された時間にお越しください。 対象:対象者に通知します。 持参品:通知に記載されているものをお持ちください。
司法書士相談 〔企画財政課〕☎59-2124	10日(火)	市役所	13:00～16:00(1人30分) 相談員:司法書士 相談は予約が必要です。(7月14日(火)から受付開始)
行政相談 〔企画財政課〕☎59-2124	12日(木)	市役所	13:00～16:00 相談員:行政相談員
司法書士による法律相談 〔社会福祉協議会〕☎52-2275	第3木曜日	サントピア大竹	13:00～16:00(1人30分程度) 相談員:司法書士 相談は予約が必要です。
よりそいサポートセンター ☎35-5300	月曜日～金曜日	サントピア大竹	9:00～17:00 失業・ひきこもりなど、さまざまな生活困窮に関する相談 携帯メールアドレス:otake-shakyo.yoriso@docomo.ne.jp
家庭児童相談室 〔福祉課〕☎59-2151	月曜日～金曜日	市役所	9:00～16:00 相談員:家庭相談員・母子・父子自立支援員 内容:子ども、母子・父子に関する相談
市消費生活センター ☎57-3236	火・金曜日	市役所	9:00～16:00 消費生活全般の相談や問い合わせ
障がい者相談支援センター ☎52-0167 図52-2247	月曜日～金曜日	サントピア大竹	8:30～17:15 内容:障害に関する相談 携帯メールアドレス:sya-sou@docomo.ne.jp
地域活動支援センターみらい ☎59-0223	月曜日～土曜日	医療法人社団 知仁会	9:00～17:00 精神の障害に関する相談
障害相談 〔福祉課〕☎59-2150 図57-7185	月曜日～金曜日	市役所	8:30～16:45 内容:障害に関する相談 メールアドレス:fukushi@city.otake.hiroshima.jp
地域包括支援センター ☎53-1165	月曜日～金曜日	サントピア大竹	8:30～17:15 介護保険の利用手続き・高齢者に関する相談など
市認知症対応・玖波地区 地域包括支援センター ☎57-7461	月曜日～土曜日	医療法人社団 知仁会	8:30～17:30 認知症に関する相談(全市)・玖波地区の介護保険の利用手続き・高齢者に関する相談など
市政への相談 〔企画財政課〕☎59-2124	月曜日～金曜日	市役所	9:00～16:00 市政に関する相談など
こども相談 〔教育委員会〕☎54-0021	月曜日～金曜日	こども相談室	8:30～16:45(水曜日は15:30まで) 電話や面接による子どもと保護者を対象とした相談(時間外を希望の方は事前に連絡を)
女性の人権ホットライン	月曜日～金曜日	0570-070-810	8:30～17:15 DV、セクハラなどの女性の人権についての相談
子どもの人権110番	月曜日～金曜日	0120-007-110(無料)	8:30～17:15 いじめ、虐待、子育てなど子どもの人権についての相談
年金相談 〔広島西年事務所〕☎082-535-1505	毎週火曜日	商工会議所	10:00～12:00 13:00～15:30 年金などの相談・手続きなど 相談は予約が必要です。(前週金曜正午までに)

●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、掲載している催しなどは中止、または延期になる場合があります。

講座や催しに参加される方へのお願
マスク着用。当日検温をし、発熱、風邪、味覚・嗅覚異常、せき、体調不良などの症状があれば、参加は控えてください。